

## 浜松市在宅重度障害者介護者慰労金支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、在宅重度障害者を常時介護する者に対し、在宅重度障害者介護者慰労金(以下「慰労金」という。)を支給することにより、介護者を慰労し、もって在宅重度障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「在宅重度障害者」とは、次の各号のすべてに該当する者をいう。

- (1) 前年度3月31日時点において18歳以上かつ65歳未満の者
- (2) 当該年度10月1日時点において身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、肢体不自由の程度が1級に該当する者であって、かつ特別障害者手当又は障害児福祉手当の受給資格を有する者
- (3) 前年度10月1日から当該年度9月30日までに別表2に定める支給又はサービスを受けておらず、6箇月以上家庭で介護を受けた者
- (4) 当該年度12月1日において、市内に居住し、福祉施設に入所していない者

### (支給対象者)

第3条 慰労金は、市内に居住する在宅重度障害者を介護している主たる介護者に支給する。

### (慰労金額及び支給月)

第4条 慰労金は年額7万円とし、その年度の12月にこれを一括して支給する。ただし、当該慰労金の支給に係る申請を当該年度の11月末日までに行わなかった者その他これと同等と認める場合にあっては、当該申請のあった後に支払うものとする。

### (申請)

第5条 前条の申請は、当該年度の3月31日までに行うものとする。ただし、市長がやむをえない理由があると認める場合は、この限りでない。

### (慰労金の返還等)

第6条 慰労金を申請し、又は受給した介護者が次の各号のいずれかに該当するときは、慰労金の支給を行わないものとし、支給を停止し、又は支給した慰労金を返還させるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段によって慰労金の支給を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 介護を怠っていると認められるとき。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 8 年 10 月 1 日から施行し、平成 8 年度分の慰労金から適用する。
- 2 平成 7 年度において改正前の浜松市在宅重度障害者介護者慰労金支給要綱(以下「改正前の要綱」という。)第 2 条の規定により、在宅重度障害者に該当した者で改正後の第 2 条の規定に該当しなくなることとなる者については、改正前の要綱第 2 条の規定に該当する場合に限り、在宅重度障害者に該当するものとしてその介護者に慰労金を支給する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

支給又はサービス

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条若しくは第30条に基づく支給又は同法第51条の14若しくは第51条の15に基づく支給又は同法第77条第1項第8号若しくは第9号に規定する事業のサービス
- (2) 浜松市日中一時支援事業実施要綱に基づくサービス
- (3) 浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業実施要綱又は浜松市在宅重度身体障害者福祉施設利用入浴サービス事業実施要綱に基づくサービス
- (4) 児童福祉法第21条の5の3若しくは第21条の5の4に基づく支給（保育所等訪問支援事業を除く。）
- (5) 介護保険法第8条第1項若しくは第14項に規定するサービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）又は同法第8条の2第1項若しくは第12項に規定するサービス（介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）
- (6) 浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱第4条又は第48条又は第53条に規定するサービス
- (7) 生活保護法第15条の2に基づく介護扶助